

債務整理に伴って現れる消費者問題

クレジット利用のショッピングによる債務について (信販会社の立替金)

本当に債務として支払わなくてはならない (浪費等) のか、
支払いを拒めるのか (次々商法等被害)、まずはよく精査することが重要である。
破産等申立、管財事件に際し、免責不許可事由を残るときの視点ともなり、また被害を受けていた場合は立替金債務がなくなり、破産等をせずに済むこともある。

クーリング・オフ

信販会社の立替金 (ショッピングによる借入) についてクーリング・オフで無効等にならないか考える。

クーリング・オフとは “一定の期間内であれば” 消費者と事業者との間で申込または締結した契約を無理由かつ無条件で撤回、解除できる権利。
熟慮期間を与え、事業者の不適正勧誘を抑制し、消費者被害の容易な救済を目的とする制度。

クーリング・オフを認める法律 … 特定商取引、宅建業法、投資顧問業法、海外実物取引業法、特定商品預託取引法、ゴルフ会員契約適正化法、保険業法など。

★ 特定商取引が適用される場合	クーリング・オフ可能期間
◎ 訪問販売 (キャッチセールス・アポイントメントセールス含む)	8日
◎ 電話勧誘販売	8日
◎ 特定継続的役務提供 (外国語教室、学習塾等)	8日
◎ 業務提供誘引販売取引 (内職商法)	20日
◎ 連鎖販売取引 (マルチ商法)	20日

※起算日は法定書面受領日。

★ 特定商取引法による取消

8日ないし20日の其期間が経過したとしても、禁止行為違反があった場合には取消しを認められる。

- ・ 法定書面に不備があった場合
- ・ 事業者の虚偽により、誤解をして其期間が経過した場合は、
- ・ 事業者の威迫により、困惑して其期間が経過した場合は、

★ 特定商取引法による中途解約

業務提供誘引販売取引および連鎖販売取引については現時点で解約することができる。

★ 消費者契約法による取消

事業者の不当行為(不当な勧誘、不当な契約条項)があった場合、消費者は契約の取消しや契約条項の無効を主張できる。

★ 消費者契約法による契約の無効・一部無効

契約解除しても損害賠償とられる旨の条項記載があっても損害賠償が制限される。

(クーリング・オフ制度と消費者契約法の違い)

	クーリング・オフ	消費者契約法
条件	無理由かつ無条件	誤認・困惑(消費者立証)
対象	適用対象商品のみ	全ての消費者契約(労働契約除外)
期間	法定書面の交付日から 起算して8日ないし20日	追認できる時から6ヶ月 契約締結時から5年
手段	書面 <small>(写しを残し 内容証明+配達証明 等で送付するのが望ましい)</small>	法律上定めなし 但、意思表示を相手に確実に伝える必要有
費用 負担	支払済代金返還費用 → 事業者負担 受取商品返還・引取費用 → 事業者負担	支払済代金返還費用 → 事業者負担 受取商品返還・引取費用 → 消費者負担

商品先物取引においては、

債権整理を依頼しなければいけない買取対立の消費者との間で取引を行うこと自体適合性に違反すると考えられ、違法行為として損害賠償請求が認められる可能性がある。

取引中止したが差損金が出て請求されている場合等、

- 差損金請求と損害賠償請求の相殺
- 差損金請求自体、権利の濫用と考えられる。